

社会福祉法人みどり社会福祉協会 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員 報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり社会福祉協会(以下「当法人」という)定款に基づき、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 前条の当法人役員に下記の報酬を支払う。

2 前項の役員について、当法人定款及び理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会運営規則・細則による会議の出席一回あたりの額とする。

理 事	5, 0 0 0 円
監 事	5, 0 0 0 円
評 議 員	5, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員	5, 0 0 0 円

(改 廃)

第3条 本規程は、理事会並びに評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。